

西井 勝議員に対する辞職勧告決議

西井 勝議員は、平成24年1月1日午後、大阪狭山市の市道交差点において、自動車を運転中にミニバイクと衝突し、運転していた女性にけがを負わせたうえそのまま逃走したとして逮捕され、同12日、大阪地方検察庁堺支部より、自動車運転過失傷害罪と道路交通法違反（救護措置義務違反）で起訴された。

その後、2月20日に初公判があり、西井 勝議員は、上記起訴事実について争わないことを表明し、更には被告人質問において飲酒運転についても認め、結果、4月11日の判決において、懲役10月執行猶予3年の刑に処する旨を言い渡され、同26日をもって控訴期限が経過し、この刑が確定したものである。

西井 勝議員は、本日5月21日の議員総会において、上記の判決を厳粛に受けとめ、当議会の辞職勧告決議についても重く受けとめるとし、また、この議員総会は、西井 勝議員からの申し出により開催したにもかかわらず、同議員からは、納得できるような十分な説明はないまま、議員を続ける意思を公式に表明したものである。

このように、市民の信頼を得るに足る説明もなく、あらためて西井 勝議員の行った行動が、市議会議員として、また、社会人として決して許されるものではない以上、堺市議会に対する市民の信頼を回復しないまま、堺市議会議員の職に留まることは、社会的にも道義的にも決して許されないものである。

以上のことから、この際再度、西井 勝議員に対し、速やかに堺市議会議員の職を辞するよう勧告する。

平成24年5月21日

堺 市 議 会